

オルタナティブスクール「まるんと」

賛助会員規約

第1条 (目的)

本規程は、オルタナティブスクール「まるんと」(以下、当スクール)の賛助会員に関する事項を定めるものである。

第2条 (定義)

賛助会員(以下、会員)とは、本規程を承諾の上、当スクールの事業目的に賛同し、賛助するために入会した個人もしくは法人をいう。

第3条 (入会)

当スクールの会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、代表の承認を経たうえ、所定の会費を入会月月末までに支払わなければならない。年会費の振込を事務局が確認をもって入会の成立とする。

第4条 (入会の不承認)

当スクールの会員になろうとする者は、以下の行為が認められた場合、入会申込の承認を得ることができないことがある。

- (1) 入会申込書に虚偽の記載があった場合
- (2) 入会申込書提出後、1 か月を経過しても会費の納入がない場合
- (3) その他、当スクールが会員と認めることが適当でないと判断した場合

第5条 (会員資格有効期間)

1. 会員の会員資格有効期間は1年とし、当スクールの会計年度に準じ、毎年3月1日より2月28日(29日)までとする。
2. 有効期間満了をもって退会する場合は、会員資格有効年度の2月1日までに会員から退会届を提出すること。

会員資格期間は、同条第2項による退会の申出がない限り、1年間ずつ自動更新とし、以後も同様とする。

会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。

第6条（会員情報の変更）

1. 会員は、その名称、住所、連絡先等当スクールへの届け出事項に変更が生じた場合には、速やかに変更の旨を申し出るものとする。
2. 会員が本条1項の変更申し出を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当スクールはその責任を一切負わないものとする。

第7条（会員情報の公開）

会員情報は、同意を得た上で当法人のHP等に公開することができる。

会員の発言等が、第3者に不利益を及ぼすと判断したとき、当スクールが得ている会員情報を警察または、関連諸機関などに通知することがある。また、裁判所、検察、警察、弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から、法令の規定に基づき会員情報等の情報開示を求められたときは、必要に応じて開示することがある。

会員は、当スクールの上記対応が法令に従って行われる限りこれに異議を唱えないものとし、当スクールは責任を負わないものとする。

第8条（会費）

当スクールの会費は以下のように定める。

- (1) 個人賛助会員： 年会費 12,000 円/1口以上
- (2) 法人賛助会員 年会費 120,000 円/1口以上

年会費制とし、毎年3月に一括で当スクール指定口座に振り込むものとする。

会計年度(3月1日～2月28日(29日))の途中より入会の場合は、年会費を入会申込書受領月より月割で計算するものとする。

ただし、日割り計算はしないものとする。

会員がすでに納めた会費については、その理由如何を問わず、これを返却しないものとする。

第9条（退会）

会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第10条（会員資格の喪失）

会員が以下のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき
- (2) 死亡または会員である法人(団体)が解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 当スクールの規約に違反したとき
- (5) 正当な理由なく会費を滞納、催告を受けてもそれに応じず滞納したとき

第11条（除名）

当スクールは、会員が以下のいずれかに該当する場合は、会員を除名することがある。

- (1) 当スクールの定款、会員規約等に違反したとき
- (2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等その他の権利を侵害したとき
- (3) 当スクールの名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をしたとき
- (4) その他、当スクールが会員として不適切と判断したとき

第12条（抛出金品の不返還）

一度払い込まれた会費及びその他抛出金品は返還しない。

第13条（会員の特典）

普通会员および賛助会員は以下の特典がある。

- (1) 会員特典として当スクールの活動に関する情報提供
- (2) 会員特典として当スクール主催イベントのゲスト参加
- (3) 会員特典として、当スクール HP のリンク及びバーナー掲載

尚、上記特典内容は、変更になることがある。

第14条（規約の変更）

本規約の変更については、当スクール執行部にてこれを決議する。

本規約に定めない事項についても、当スクール執行部の決議より定めるものとする。

第15条（禁止事項）

会員は、当スクールによる活動にあたり、以下に挙げる行為を行ってはならない。

- (1) 当スクールの運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為
- (2) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為
- (3) 当会員、第3者もしくは当スクールの財産及びプライバシーを侵害する行為
又は、侵害する恐れのある行為

第16条（個人情報保護）

会員の個人情報(住所、氏名、写真、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等)は、全会員がその取扱いに十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡や売却したり、何らかの媒体に公表してはならない。

第17条（知的財産保護）

当スクールが作成し発行するすべての資料、データ等については、無断で他の媒体に掲載したり、第三者に譲渡や売却をしたり、公表をしてはいけない。

第18条（免責）

会員は、当スクールの活動に関連して取得した資料、情報等の利用は、自らの判断により行うものとし、これに起因して会員または、第三者に損害を与えた場合でも当スクールは一切責任を負わないものとする。

会員同士の問題や紛争に関して当スクールは一切の責任を負わないものとする。

当スクールの活動に関連して、会員が当スクールまたは、第三者(ほかの会員も含む、以下同様)に対して損害を与えた場合又は第三者と紛争を生じた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、またかかる紛争を解決するものとし、当スクールはいかなる責任も負わないものとする。

第19条（損害賠償）

会員が本規約に反し、またはそれに類する行為によって当スクールが損害を受けた場合、当該会員は、当スクールが受けた損害を当スクールに賠償することとする。

会員資格を喪失した後の場合も前項の規定は継続されるものとする。

制定年月日：2024年8月1日